

障害者を雇用する事業主のみなさまへ

～ 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置について ～

- 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置は、租税特別措置法、所得税法、法人税法及び地方税法により講じられていますが、その概要は次の通りです。

項目	要件	内容
機械等の 割増償却措置 【所得税・法人税】	① 障害者を50%以上（20人以上の場合は25%以上）雇用※ ② その年またはその前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等	普通償却限度額の24%（建物32%）の割増償却ができます。 取得の日から5年間。
助成金の 非課税措置 【所得税・法人税】	障害者雇用納付金制度に基づく助成金を受けて固定資産を取得	固定資産の取得または改良に充てられた助成金の額は総収入額に不参入（所得税）または損金算入（法人税）されます。
不動産取得税の 軽減措置	① 障害者を20人以上雇用※ ② 雇用割合が50%以上※ ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して平成23年3月31日までの間に取得した事業用施設	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額します。
固定資産税の 軽減措置	① 障害者を20人以上雇用※ ② 雇用割合が50%以上※ ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して平成23年3月31日までの間に取得した事業用家屋（作業の用に供するものに限る。）	価格の1/6に相当する額に税率及び障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額します。（取得後5年間）
事業所税の 軽減措置	障害者を雇用	従業者割の事業所税については、従業者給与総額の算定及び免税点の判定において、障害者は従業者から除くものとされています。
	① 障害者を10人以上雇用 ② 雇用割合が50%以上※ ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の受給	資産割の事業所税については、当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除します。

※ 重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人（短時間労働者については1人を1人）として、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人としてカウントします。

- 不明点等は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい。